○石川工業高等専門学校障害学生修学支援及び合理的配慮の提供に関する規程

令和８年３月４日　規程第 977 号

（目的）

第１条　この規程は，障害者基本法，障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及びその他の法令の定めに基づき，石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における障害のある学生が，その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ，等しく十分な教育が受けられるようにするため，不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を含む修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　障害のある学生　視覚障害，聴覚障害，肢体不自由，内部障害，発達障害，精神障害その他の心身の機能の障害があるため，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者で，本人が支援を受けることを希望し，かつ本校がその必要性を認めた者をいう。

（２）社会的障壁　障害のある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。

（３）　合理的配慮　障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有し，行使することを確保するために本校が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって，本校に対して体制面・財政面において過重な負担を課さないものをいう。

（校長の責務）

第３条　校長は，障害のある学生に対して障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることによりその権利利益を侵害してはならない。

２　校長は，障害のある学生が修学において社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，合理的配慮を提供する責務を有する。

（教務主事及び学生主事の責務）

第４条　教務主事及び学生主事は，校長の命を受け，障害のある学生に対し適切な合理的配慮が提供されるよう，教育の質（ディプロマ・ポリシー）を維持しつつ，具体的な支援方策等に関する調整及び決定を統括する責務を有する。

（教職員の責務）

第５条　教職員は，前２条の趣旨を理解し，障害のある学生との建設的対話を通じてニーズを把握するとともに，決定された合理的配慮の提供及び修学等支援方策の実施に対し積極的に協力しなければならない。

（支援の申出及び対応体制）

第６条　学生相談室長は，障害のある学生から支援の申出があった場合，事案に応じて必要と認める教職員と連携し，校長又は学生相談室長が別に定める決定フロー等に基づいて対応に当たるものとする。

（予算上の措置）

第７条　校長は，この規程の目的を達成し，必要な予算措置を講じるよう努めなければならない。

（事務）

第８条　障害のある学生の支援及び合理的配慮の申請受付及び支援記録等の管理に関する事務は，学生課において処理する。

（補足）

第９条　この規程に定めるもののほか，障害のある学生の支援及び合理的配慮の提供に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附　則

この規程は，平成８年４月１日から施行する。